佐賀中部広域連合特定事業主行動計画の実施状況

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、取り組みの実施状況及び公表事項について以下のとおり公表します。

1　女性活躍推進法第１９条第６項に基づく取組の実施状況

目標	目標値	令和７年度	
消防吏員に占める女性消防吏員の割合	令和 11 年度までに 5%	3.4%	
１年間の時間外勤務の時間数が３６０時間を超える職員数（毎日勤務者）	0 人	事務局	3 人
		消防局	2 人
職員一人当たりの年次休暇の取得日数	16 日以上	事務局	14.9 日
		消防局	17.4 日
男性職員の育児休業取得率	85%以上	事務局	50%
		消防局	84%

2　女性活躍推進法第２１条に基づく女性の職業選択に資する情報

(1)女性職員の割合

①職員全体に占める女性職員の割合　【令和７年度】

	男性	女性	合計	女性職員の割合
消防吏員	419 人	15 人	434 人	3.4%
事務吏員	0 人	2 人	2 人	100%
事務局	0 人	1 人	1 人	100%
合　計	419 人	18 人	437 人	4.1%

※派遣職員及び再任用職員除く

②職員採用試験受験者数に占める女性職員の割合　【令和７年度】

	男性	女性	合計	女性の割合
消防吏員	203 人	18 人	221 人	8.1%

③管理的地位にある職員に占める女性職員の割合　【令和７年４月１日現在】

	男性	女性	全体
対象人数	32 人	0 人	32 人
割　合	100%	0%	―

※派遣職員除く

④各役職段階にある職員に占める女性職員の割合　【令和７年４月１日現在】

	全体	女性	女性職員の割合
局長級・副局長級	9 人	0 人	0%
課長級	23 人	0 人	0%
副課長級	79 人	1 人	1.2%
係長級	108 人	3 人	2.8%
係員	237 人	14 人	5.9%
合 計	456 人	18 人	3.9%

※派遣職員除く

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異　【令和７年４月１日現在】

	男性	女性	全体
人数	419 人	18 人	437 人
継続勤続年数	18.7 年	10.4 年	17.8 年

※派遣職員及び再任用職員除く

(3) 管理職的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間　【令和７年度】

事務局	消防局	全体
10.0 時間／月	7.7 時間／月	8.0 時間／月

※災害に伴う時間外、休日及び夜間勤務を除く

(4) 育児休業取得状況

①男女別の育児休業取得率　【令和７年度】

	事務局		消防局		全体	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
対象人数	2 人	0 人	25 人	1 人	27 人	1 人
取得人数	1 人	0 人	21 人	1 人	22 人	1 人
取得率	50%	– %	84%	100%	81.5%	100%

②男女別の育児休業の取得期間の分布状況　【令和７年度】

区分	事務局		消防局		全体	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
１週間未満	%	%	4.8%	%	4.5%	%
１週間以上２週間未満	%	%	4.8%	%	4.5%	%
２週間以上１月以下	100%	%	90.5%	%	90.9%	%
１月超３月以下	%	%	%	%	%	%
３月超６月以下	%	%	%	%	%	%
６月超９月以下	%	%	%	%	%	%
９月超 12 月以下	%	%	%	%	%	%
12 月超 24 月以下	%	%	%	100%	%	100%
24 月超	%	%	%	%	%	%

(5) 男女の給与の差異　【令和７年度】

①全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	80.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.9 %
全ての職員	68.1 %

②役職段階別（任期の定めのない常勤職員）

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
局長級・副局長級	0 %
課長級	0 %
副課長級	93.7 %
係長級	82.1 %
係員	84.7 %

③勤続年数別（任期の定めのない常勤職員）

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36 年以上	0 %
31～35 年	91.5 %
26～30 年	80.9 %
21～25 年	0 %
16～20 年	60.0 %
11～15 年	96.0 %
6～10 年	91.1 %
1 ～5年	103.6 %

【説明欄】

・性別で基本給及び手当の差はありません。
・当連合の職員は、広域連合で雇用する正規職員と、構成団体（自治体）からの派遣職員及び会計年度任用職員で構成しています。
・男女の給与の差異について、任期の定めのない常勤職員で、構成団体（自治体）からの派遣職員は、派遣元（市町）で計上されています。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員で、再雇用職員及びパートタイム任用職員については、勤務時間に応じて常勤職員の所定勤務時間(38.75 時間/週)を用いて人数を換算しています。